

令和7年度

施政方針

芦屋市

目 次

はじめに	3
子育て・教育	5
福祉・防災	11
みらいの都市づくり	16
公営企業	19
行財政運営・行財政改革	21
おわりに	24
その他の主な取組	26
資料 令和7年度中・長期計画スケジュール	34

【はじめに】

「対話を中心としたまちづくり」を掲げ、市長に就任してからまもなく2年が経過します。

対話集会で、まちなかのイベントで、オンラインで。いまなお様々な声を寄せ続け、芦屋のために行動を続けてくださる市民の皆さまに、私は日々、勇気を頂いています。私だけではありません。市民のために最前線で尽力している職員はみな、市民の皆さまのあたたかい言葉に励まされています。

改めて、芦屋の未来を想い、関わってくださるすべての皆さまに、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

私たちが対話の文化を大切にしているのは、芦屋市をより良くし続けるためには、対話が必要不可欠だと考えているからです。

ともすれば、市役所と市民は、対立関係に思われがちです。市民の想いが届かない。役所の論理が邪魔をする。そんな声を聞いたことがある方もいるかもしれません。

けれど、それは違います。市役所も、市民の皆さまと想いは同じ。ともに、芦屋市を良くしたいのです。

就任以来、芦屋市民の力、芦屋愛を何度も感じました。そして、確信しました。市民を信じて委ねれば、まちは良くなると。

学校の先生の主体的な探究で授業を変える「ONE STEP per S」。

フェード現象による交通事故後の安全対策を市民と行政が一体となって進めた「ライト坂安全ビジョン」。

そして、地元市民が行政を巻き込んでまちのビジョンづくりに取り組

んでいる「エリアプラットフォーム」。

どれも、「対話を行い、市民の方々を信じ、委ねたことで、世の中が良くなり始めた」取組です。まさに、みんなで蒔いた種が少しずつ芽吹き始めています。

一方で、私たちは厳しく困難な時代の中に生きています。

人口減少と高齢化。原油価格・物価高騰。そして、世界中で終わらない戦争・紛争。ときには、目の前の現実から、目を背けたくなることもあるでしょう。

でも、未来を描く筆を、止めてはいけません。今こそ、持続可能な未来を、ともに描くときです。芦屋らしく、前向きに進みましょう。芦屋ならできる。芦屋市民になら、できるのです。

市長就任3年目に当たる令和7年度は、芽吹きを育て、未来を描く1年です。本市にとって最も重要な総合計画の策定など、まちの未来を描く機会が何度も訪れます。

また、戦後80年、非核平和都市宣言40周年という大きな節目を迎えます。小中学校では、語り部から聴いた話を次の世代に語り継いだり、自分たちは平和のために何ができるか考えたりする取組みを長年続けています。私自身も、今年の平和首長会議総会に出席予定です。戦争の悲惨さと平和の尊さを、特に未来世代に伝え、ともに語り継ぐことができるよう、記念事業を実施します。

本日は、令和7年芦屋市議会第1回定例会の開会に当たり、私たちが令和7年度に力を入れる取組を3つのテーマ「子育て・教育」「福祉・防災」「みらいの都市づくり」、さらに「公営企業」「行財政運営・行財政改革」に分けて、教育行政に関わる施策も含め、私からまとめて市民の皆さまにご説明します。

【子育て・教育】

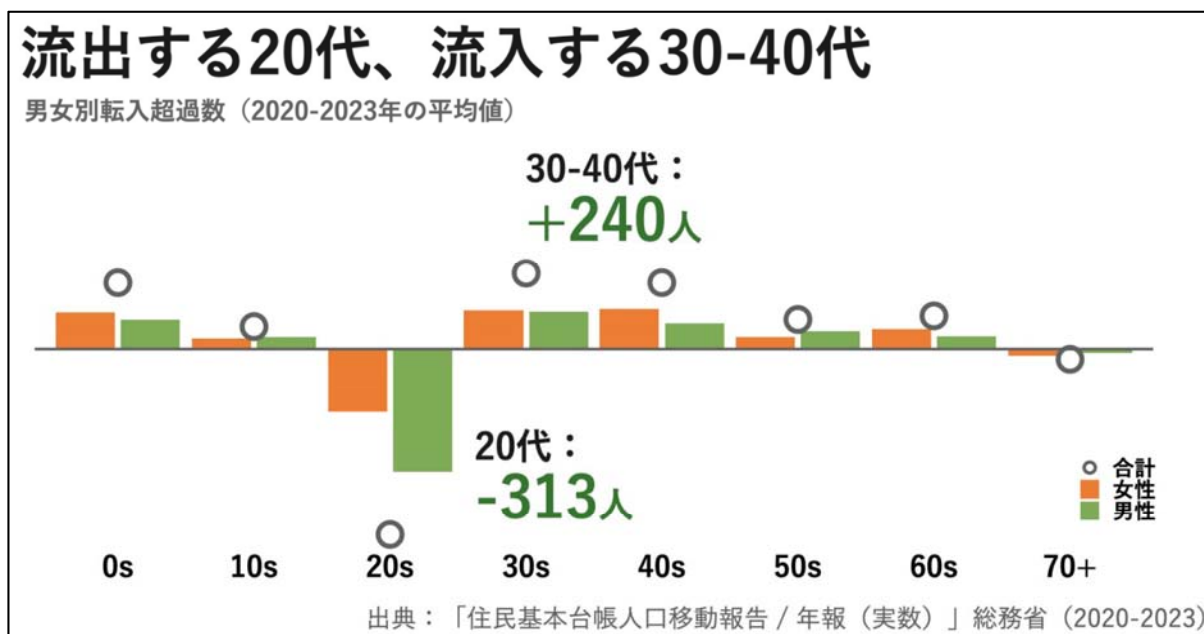
1つ目のテーマは「子育て・教育」です。

高齢化が進む芦屋市で、最も重要なのが未来世代たるこどもたちへ向けた投資です。それは本市が、歳入に占める市民からの税収の割合が非常に高いまち、「人」で成り立っているまちだからです。

人口移動を見ると、本市は20代が流出する一方で、20歳未満と30代、40代が流入する傾向にあります。最高の教育環境のもと培った力で広い世界に羽ばたき、子育てのタイミングで帰ってくる。（※図1）

この傾向を活かすため、学校・家庭・地域での「子育て・教育」を応援し、選ばれる芦屋の実現に取り組めます。

（図1）



まずは学校。

「最高の学びができる芦屋」の実現には、「誰もが安心して学べる環境づくり」と「学びの質の向上」の2点が必要です。ただし、教師の努力と熱意への過度な依存はできません。

一点目は、教育の基盤たる「誰もが安心して学べる環境づくり」です。

学校は、こどもたちの命を預かる場です。防犯機能の向上を望む声を受け、校門にインターホンとオートロックを設置するとともに、老朽化した防犯カメラを更新します。また、暑い日でもこどもたちが安心して身体を動かせるようにと、令和6年度から準備を始めた小中学校全校の体育館への空調設置は、設置工事を実施し、整備が完了する予定です。

技術進歩が目覚ましい現代にあっても、「人」だからこそできる支援の重要性はますます高まっています。「人」は、「人」によって育つからです。一方で、学校の教員は、心のゆとりをもってこどもたちに向き合うには忙しすぎます。

そこで、「人」による支援をさらに充実します。

令和6年度に開始したP E A C Eサポーター派遣事業は、こどもたちの心のケアなどを行う取組です。対話集会で「不登校のこどもが登校できるようになった」という声上がるなど、少しずつ良い影響が出始めています。そこで、令和7年度は配置をさらに拡充し、中学校のみならず市内すべての小学校にも1人ずつ専任のP E A C Eサポーターを配置します。

日本語指導が必要な外国人児童・生徒も増加しています。日本語指導コーディネーターを配置することで、早期の日本語教育など支援策を強化し、学校への適応を支援します。

様々な特性や支援ニーズを有するこどもたちが増える中では、教員による支援のあり方も多様化しています。そこで、インクルーシブ教育の充実のため、支援員・介助員をさらに増員します。また、こどもの現状を的確に把握するため、S c T N質問紙や学校環境適応感尺度「アセス」

といったアンケートなどを引き続き活用します。

教員は日々、こどもたちや保護者と丁寧に向き合っています。そんな先生から、「専門性の高い助言がほしい場面がある」との声を聞きました。そこでより迅速に、現場の教員を法的に支援するため、新たに教育委員会が顧問弁護士を委嘱します。

いじめ防止にも引き続き取り組みます。

いじめはどこでも起こり得ます。そして、隠れて発生しがちです。だからこそ私たちは、こどもが陰で苦しむことのないよう、SOSの声を上げやすい環境をつくるとともに、日々の変化に敏感となり、重大事案化させないことが大切だと考えます。

人権教育を通して、自他の人権を守ろうとすることこどもたちの意欲・態度を育むことはもちろん、令和6年度に始めた教育相談コーディネーター養成の研修を引き続き行うなど、いじめの未然防止・早期対応を推進します。

これらに加え、教員がより一層こどもたちに向き合うための働き方改革も進めます。

教育委員会で組織する学校業務改善推進委員会と各校における校内業務改善委員会が連携しながら、引き続き、教職員の負担軽減に取り組みます。

学校園ネットワークシステムの更新にも着手します。職員室の外でも仕事ができる環境の構築、教材作成や外部連絡の効率化による事務の軽減を目指します。

二点目は、教育の充実の本質たる「学びの質の向上」です。「ちょうどの学び」の実現に向けて、取組を加速します。

こどもたちの主体的な探究は、教員の主体的な探究から。

令和6年度に始まった探究的な学び研究推進チーム（ONE STEP P p e r s）は、市内外から高い評価をいただきました。メンバーは市内約300名の教員のうち40名に届こうとしており、教員の主体的な取組の中で、日々の授業も変わりつつあります。

令和7年度は、教員の主体的な探究を一層支援するため、指導主事伴走のプロジェクト型研究を取り入れるなど、さらなる研究の質の向上を図ります。また、教員有志を市外の先進校に1週間程度派遣することで、本市の実情に応じた授業展開・指導方法をより実践的に研究し、探究学習の単元開発を推進します。加えて、GIGAスクールの1人1台端末の更新にあわせて、指導主事やICT支援員等による授業支援ソフトの効果的な利活用方法、情報モラルに関する具体的な指導方法といった研修を進めます。

こどもたちの探究の充実のためには、環境の充実も欠かせません。

学校図書館と地域の市立図書館との連携を進めるため、学校図書館システムの更新にあたり、クラウド型学校図書館システムを導入します。学校図書館から気軽に市立図書館の蔵書にアクセスできる環境を整備し、授業や探究での蔵書の利活用、読書のさらなる推進を図ります。

また、中学校部活動については、令和8年度中の学校部活動の地域への展開に向けて、引き続き協議を進めます。

就学前の教育・保育は、本市がこれまで質の高さにこだわって進めてきた分野です。公立私立を問わず、多くの先生と対話をする中で改めて、日々の現場の努力を実感しています。

具体的には、インクルーシブ教育・保育、医療的ケア児への支援、I

C Tを活用した教育・保育、円滑な学びの接続を図るための小学校との交流などを各施設で実施しています。また本市では公開保育を伴う研究会・研修会の開催や、私立保育所等への巡回訪問などにも取り組んでいます。

令和7年度はこうした取組に加えて、木育教材の整備を市立幼稚園、保育所・認定こども園で進めるほか、西蔵こども園では熱中症などを防ぐため遮光ネットを増設するなど、より一層、質の高い就学前教育・保育の提供に取り組めます。

一方で、少子化が進み社会情勢が変化する中、どのように就学前教育・保育の質をさらに向上できるかが問われています。そこで、就学前教育・保育施設の現状と市立幼稚園等に求められる役割を踏まえた適正配置と今後の運営について、学校教育審議会に諮問します。

これら教育の取組の中核にあるのは、教育振興基本計画です。この計画を、総合計画後期基本計画の教育施策に位置付けて策定することにより、全庁で「教育のまち芦屋」を推進します。具体的な取組は、より内容を充実させた「新芦屋の教育指針」に記すことで、教育の質の向上を加速させます。

課題も成果も、現場にあります。私たちは、これからもこどもたちと教員の声をより一層聴くために、学校現場への訪問・対話を教育委員会とともに続けていきます。

次は、家庭。

妊娠期からの切れ目のない支援に引き続き取り組みます。

子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が、児童福祉法に妊婦等包括相談支援事業が創設されたことを受け、妊娠しているこどもの人数に応じて、妊婦を経済的に支援します。また、妊産婦等の身体的・精神的ケアや、妊産婦・配偶者等への継続的な面談、情報発信など、伴走

型相談支援の充実に引き続き取り組みます。

また、若い世代が、プレコンセプションケアなどを通して自分の身体や心について知ることで、より主体的な健康管理ができるよう発信を重ねます。

「みらいの都市づくり」の分野では、新婚・子育て世帯の住宅取得等への経済的支援を開始します。本市で子育てをしたい世帯のさらなる増加につながると期待しています。

最後に、地域。

大人も、学びの主体である。その想いで、市民の皆さまが生涯学び続けられる環境の整備を今年も続けます。市民センターはもちろん、海浜公園プールや潮芦屋交流センターテニスコートの改修もその一つです。

生涯学習のなかでは、豊かな暮らしに不可欠な「文化」を大切にしたいと考えています。本市が、日本唯一の国際文化住宅都市だからです。大阪・関西万博が開催される本年は、本市の歴史や文化の魅力を外国人を含めたより多くの方に発信するため、既存の文化財関係のパンフレット・リーフレットの英語版を作成します。ヨドコウ迎賓館をはじめとする「阪神間モダニズム」を中心とした市の魅力発信も、県、近隣自治体及び民間事業者と連携しながら行います。また、国指定史跡・会下山遺跡の保護・活用にも取り組みます。

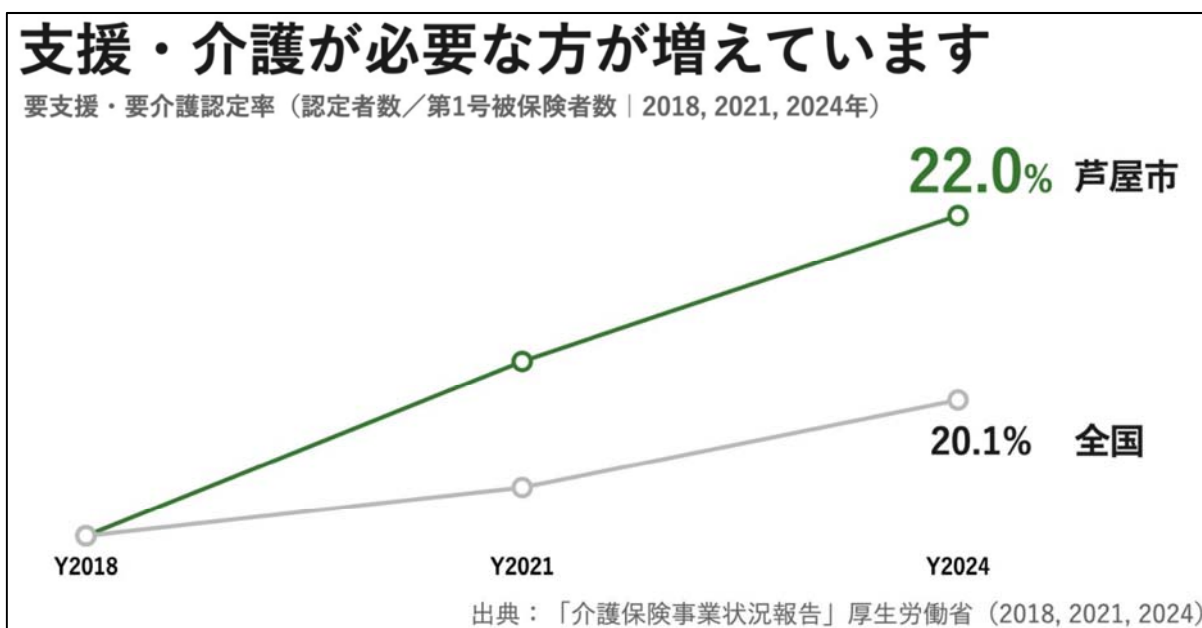
同時に、市民の皆さまにも本市の豊かな自然環境に触れていただきたいとの思いから、ふるさと寄附金を活用し、ハイキング道の老朽化した階段等の整備を順次行います。また、市の北側からでも図書館を利用しやすくするため、阪急芦屋川駅北側「星座の広場」に返却ポストを増設します。豊かな暮らしや生涯の学びのための環境整備に、全庁をあげて取り組みます。

【福祉・防災】

2つ目のテーマは、「福祉・防災」です。

芦屋市は、高齢化率が3割を超える市です。「何歳になっても生き生きと活躍できる芦屋」の実現に向けて、高齢者施策をはじめ、福祉施策の充実にも取り組みます。とりわけ、要支援・要介護の認定割合が22%まで伸びている本市では、「人」への支援が重要との思いから、支援の担い手として、日々福祉を支えてくださっている方々への支援を進めます。「人」は、「人」によって支えられるからです。（※図2）

（図2）



在宅介護の担い手確保には、訪問時の安全担保が重要です。利用者やその家族からの暴力行為対策として、2人体制で介護サービスを提供する必要がある場合に、介護報酬の一部を補助します。これにより、訪問看護師・介護員が安心して働ける環境づくりを支援するとともに、離職防止を図ります。

また、障がい福祉に関する資格取得に対する補助を行います。新たな

人材の確保や障がい福祉サービスの質の向上を図ることで、サービスの安定供給を目指します。

福祉分野においても働き方改革を行う上では、DXは欠かせません。

居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間でデータ連携を行うケアプランデータ連携システムの利用料を補助します。事務作業に係る勤務時間の削減と効率化を支援し、市全体の介護力と満足度の向上を図ります。

また、一人暮らしの高齢者等が急病や事故により緊急援助を必要とする際に対応する「緊急通報システム事業」を拡充します。携帯型装置の導入や鍵預かりサービスの拡充により、より多くの一人暮らしの高齢者等の不安を解消し、地域の見守り体制の確立を目指します。

もちろん、介護や支援が必要になる前の予防の取組も一層進めます。

介護予防・健康づくりへの興味関心を高めるため、通いの場への医療専門職の派遣に取り組むとともに、公共施設において立ち寄り型のフレイル予防講座を実施するなど、内容の充実を図ります。

また、若いうちからの健康づくりが重要であることから、若い世代の予防医療にも取り組みます。

歯科健診の節目検診を20歳、30歳にも拡充します。これまでの40、50、60歳とあわせて、歯科健診の機会を確保することで、歯周疾患の予防と啓発を進めます。

HPVワクチンのキャッチアップ接種は、令和7年度がラストチャンスです。平成9年4月2日から21年4月1日生まれの女性が、HPVワクチンを令和4年度から6年度までの3年間に一度でも接種した場合、接種完了に必要な費用を無料にします。

様々な生きづらさ、困難を抱えた方々への支援も充実します。

生活困窮者の自立支援には、複合的な課題や制度の狭間の課題解決が欠かせません。引き続き、多機関の協働による相談支援体制の充実や社会参加の推進を図るとともに、貧困の連鎖防止に向け、子どもの学習・生活支援事業の充実に取り組みます。

また、増え続ける外国人市民や多国籍化に対応し、外国人市民の参画を促進するため、多言語相談窓口の周知、やさしい日本語での情報発信、多文化共生理解事業を実施するほか、生活のための日本語を学ぶ日本語教室の体制づくりを開始します。

市民の皆さまの命と財産を守ることは、私たち行政の大切な使命です。原油価格・物価高騰といった社会経済情勢の大きな変化には、機動的な予算措置を通じて適時適切に、様々な取組を通じて市民生活を支援します。

しかし、予測できないのが自然災害です。

去年は、令和6年能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報、奥能登豪雨等、私たちが日々自然の脅威に向き合いながら暮らしていることを実感した1年でした。また、本年1月17日には阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えました。未来世代による継承が一定の成果を上げ、市内で防災意識が高まっている今こそ、市民の皆さまとともに、より一層災害に強いまちづくりを進めるときです。

市役所でしかできない防災施策は、市役所が責任をもって行います。

小中学校全校の体育館への空調の設置を完了し、暑い日でもこどもたちが安心して身体を動かせる環境づくりに加え、いざというときの避難所の環境改善を図ります。

昨年5月に珠洲市を訪れた際に、現地の方が強調されていたのが行政

による迅速で的確な情報発信の重要性でした。本年１月２６日の防災総合訓練でも活用した防災行政無線システムをより聞こえやすく更新します。また、大規模災害時等に的確に情報収集を行い、市民の皆さまに即座に伝達するため、新たに防災情報システムを導入します。これにより、ひょうご防災ネットなどに一斉に情報配信ができるようになります。まだ登録がお済みでない方は、ひょうご防災ネットへの登録を、どうぞよろしくお願いします。

しかし、いざというときに自らの命を守れるかは、市民の皆さま一人ひとりの備えにかかっています。本市は、住宅の耐震化率が県内で最も高い自治体です。いざというときには、避難所ではなく在宅での避難も可能でしょう。備蓄とともに、災害時に備えた家具や家電の転倒防止も行っていきたい。その思いから、相談員を申請者宅に派遣し、転倒防止器具の選定や設置箇所、設置方法などのアドバイスを行う事業を開始します。

福祉と防災。それぞれの分野の基盤となるのは、地域の力、市民力です。

この２年弱、様々な地域の現場をまわり、市民の方々とお話する中で、改めて地域の平時のコミュニケーションが、いざというときの力になると学びました。

そのためには、集会所や公園などの市民が集まる場が重要です。引き続き、地区集会所の適正な維持管理や、地域コミュニティの活性化に取り組めます。また、地域の力の向上には、自治会や自主防災会、コミスクといった団体の力が欠かせません。地域の人と人とがつながり、安心して暮らせるまちづくりのため、地域の活性化に向けた支援も引き続き行います。

また、市外で働いている方が多い本市では、日中に市内で商工業を営

お方の力も重要です。商工会と連携して地域経済の活性化に取り組むとともに、新たに事業継続等の事業者向けのセミナーを実施します。

地域の力が最も発揮されている例の一つが、エリアプラットフォームの活動でしょう。地域と事業者が主体となった活動を、引き続き支援します。

【みらいの都市づくり】

3つ目のテーマは、「みらいの都市づくり」です。

住宅都市の芦屋市にとって、みどり豊かな美しいまちなみこそ、魅力の源泉です。明治38年の阪神電鉄開通から芦屋が郊外住宅地として発展してきたのも、自然環境が豊かで健康的に生活できることが評価されたためでしょう。人口減少や高齢化が進む中でも「世界で一番住み続けたいまち、芦屋」を創る基盤となる、持続可能なみらいの都市づくりを進めます。主なテーマは3点です。

1点目は、持続可能な都市構造の形成です。

本市は、まちの持続的な発展を目指す上で、都市機能を有する拠点と住宅地とをネットワークで結ぶビジョンを描いています。その実現には、都市機能を有する拠点の再整備と、交通ネットワークの強化が不可欠です。

拠点の再整備では、JR芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業をさらに推進します。用地取得と各設計を仕上げ、再開発ビルなど本格工事の早期着工を目指します。資材費・人件費が高騰する中ではありますが、完成に向けて市役所一丸となって引き続き邁進します。

また、阪神芦屋駅周辺においても、今後の都市整備の方向性を定めるための、基礎的な調査・検討を始めます。

交通ネットワークの強化では、誰もが安全・安心で快適に移動できるまちづくりのために、デマンド型乗合タクシーの試験的運行をバス路線から離れている三条町、山芦屋町を中心とした地域で行います。取組の検証は、利用状況や既存公共交通への影響、地域住民の意見などを踏まえて行います。

2点目は、良質な住宅ストックの継承です。

人口減少・少子高齢化が進む中、本市では空き住戸が増え始めるなど、本市の誇る良質な住宅ストックの継承が課題となっています。対話集会でも「空き家が増えて心配だ」との声を、何度も伺いました。

本市は、令和6年度に策定する住生活基本計画の中で、基本理念として「住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代に継承する」ことを掲げました。この実現のため、重点施策として取り組むのが「いい家あった！プロジェクト」です。

「市営大東町住宅リフォーム活用」では、市営大東町住宅の空き住戸をリノベーションし、若者・子育て世帯向け住宅として有効活用します。

「住宅ストックの取得・賃借支援」では、新婚・子育て世帯の戸建て・マンションの購入や賃借を支援します。あわせて、マンションの適正管理を進めるための長期修繕計画を策定する費用の補助をマンション管理組合に対して行います。

若い世代からは「芦屋市は住居費が高く、実家を出たら転出せざるを得ない」という声もしばしば聞きます。良質な住宅ストックが若者・子育て世代をはじめとする次世代にも継承されることが、ひいては人口減少・少子高齢化の緩和にもつながると考えています。

3点目は、「みどり豊かな美しい住宅都市」の継承への決意です。

先人たちが守り・育ててきた「みどり豊かな美しい住宅都市」の継承には、市民の皆さまによる価値の再認識が欠かせません。本市の魅力の源泉がいかに稀有か、そして今後どのように継承していくか、その思いを共有し市民の皆さまと学び合う1年にしたいと考えています。

毎年恒例の芦屋オープンガーデンは20回目の節目を迎えます。例年のスタンプラリーに加え、市民が交流できる企画とともに参加者のパネル展示を行うなど、花と緑があふれるまちづくりを進めます。

また、都市景観フォーラムを11年ぶりに開催します。景観行政団体

移行から１１年を経た本市のこれまでの歴史や取組、これからの景観行政について、有識者による講演や意見交換などを通じて市民とともに学び合う機会です。

この「みどり豊かな美しい住宅都市」を未来世代へ継承するためには、財源確保も欠かせません。新たに附属機関を立ち上げ、財源確保のあり方を検討するほか、必要な例規の見直しや制度の構築に取り組めます。

その他にも、ブランディングエリアでは、地域と事業者が主体となり、公共空間等を活用した社会実験を実施するとともに、地域の将来像を未来ビジョンとして策定します。さらに、ミラタツパーク芦屋北西角付近へのドッグラン整備や、芦屋川地区並びに六麓荘地区の無電柱化推進など、まちの魅力向上のための事業を推進します。

暮らしを支えるごみ処理については、パブリックコメントで頂いた多くの声を踏まえつつ、神戸市との可燃ごみの広域処理の協議を進めます。ゼロカーボンシティの実現に向けて、新たな再資源化の取組を検討するなど、持続可能な社会の構築に取り組めます。

【公営企業】

続いて、「公営企業」です。

芦屋市の公営企業は、いずれも市民生活に不可欠な役割を担っています。新たな技術を取り入れながら、中長期的な経営戦略のもと経営基盤強化に努めます。

市立芦屋病院では、小児医療の実施や積極的な救急患者の受入れ等、政策医療の実施に努めます。

医師の働き方改革、コロナ禍による受診者の行動変容、物価・賃金の上昇に伴う経費の急増に加えて、厳しい診療報酬改定により、公立病院はいずれも厳しい財政状況です。芦屋病院も例外ではありませんが、高齢者に多い疾患に対応した医療、がんの診断・治療から緩和ケアへの切れ目ない医療、身体の負担が少ない低侵襲の手術等の特徴を積極的に広報し、経営改善を図る仕組みを強化することで、収益増につなげていきます。

また、地域の医療従事者と共に新興感染症についての学習機会を持つなど医療機関、介護保険施設との連携をより深め、地域全体の医療の質向上に寄与します。さらに、南海トラフ地震や新興感染症に備えて、BCP（事業継続計画）を確立します。

水道事業では、老朽管の更新を着実に行うことに加え、令和6年度に実施した人工衛星画像を活用した漏水調査の結果をもとに、漏水が疑われる箇所を重点的に調査します。引き続き安全・安心でおいしい水の供給に努めるとともに、水道ビジョンや水道事業経営戦略に基づき、経営基盤強化の取組も継続して実施します。

下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づく管路等の点検調

査や老朽管の改築工事を進めます。また、引き続き下水道ビジョンや下水道事業経営戦略に基づく経営基盤の強化に取り組めます。

下水処理場、雨水ポンプ場では、効率的な維持管理を行えるよう日常点検管理を行い、施設の機能保全に努め、計画的に改修や更新を行います。また、耐震工事や場内ポンプ場の雨水ポンプ更新工事を継続して進めます。

【行財政運営・行財政改革】

最後に、「行財政運営・行財政改革」です。

私たちはいま、大きな時代の変化に直面しています。人口減少の大きな流れの中でも刻々と変わる社会経済情勢の中で、新たな行政課題も生まれています。しかし、財源と人手には限りがあります。

だからこそ私たちは、人口減少に「緩和」と「適応」で立ち向かっていきたいのです。

人口減少の「緩和」を図るための施策を的確に実施する。そして同時に、縮小・廃止を含めた事業の見直しを行い、市民サービスの維持・向上に留意しつつ、事業の再構築に努めることで「適応」を図る。その過程では、社会の変化を踏まえた事業の有効性や必要性の精査はもちろん、優先順位をつけた上で、投資や費用に見合う効果を上げるために事業手法のブラッシュアップも行いました。

「子育て・教育」「福祉・防災」「みらいの都市づくり」を中心に据えた今年度の予算編成は、持続可能なまちづくりを推進するための大切な一歩です。

歳入については、市税収入の増加を見込んでいます。給与所得の増加や令和6年度に実施された定額減税の終了分による個人市民税の増加によるものです。

歳出については、児童手当や障がい福祉などの扶助費が大きく増加しています。ＪＲ芦屋駅南地区再開発事業や、小中学校の体育館への空調整備など、「世界で一番住み続けたいまち」を創り上げるため、未来を見据えた投資も行う予算を編成しました。

以上のように編成した令和7年度の歳入歳出予算は

一般会計 491億5,800万円（対前年度比4.7%増）

特別会計 240億6,150万円（対前年度比7.3%減）

企業会計 162億3,088万円（対前年度比5.3%増）

財産区会計 1,250万円（対前年度比52.8%減）

合 計 894億6,288万円（対前年度比1.2%増）

です。

予算の執行に当たっては、ふるさと寄附金を含めた歳入の確保に一層努めるとともに、事務事業の効率化・適正化を進めつつ、第5次芦屋市総合計画に掲げる目標の実現に向けて、練り上げた施策を実行します。

特に本年は、行財政改革を一層進めるための重要な1年です。人口減少社会に「適応」し、持続可能な行政運営を推進するため、新行財政改革基本計画、公共施設等総合管理計画並びに公共施設の最適化構想を見直します。市民の皆さまとの対話を大切に、学識経験者の意見も踏まえながら、市の未来をともに描きます。

公共施設に目を向けると、今年築65年を迎える市役所北館の更新が近づいています。建て替えを適正な規模に留めるためにも、業務効率化とあわせて、執務スペースの適正化を進めます。

また、課題解決のためには職員の力を今まで以上に引き出し、活かすことも重要です。

職員のスキルの柔軟な活用等を促す業務改善サポート制度や外部団体との連携をはじめ、課の縦割りにとらわれず、各種事務のデジタル化の取組を進めます。あしや市民活動センターへのキャッシュレス決済導入をはじめとする市民サービスの向上はもちろん、業務負担の軽減や業務

変革人材の育成を図ります。

さらに、住民記録システムをはじめとした２０業務について、ガバメントクラウドを活用した標準標準システムへの円滑で安全な移行を目指し、行政運営の効率化に取り組みます。

【おわりに】

「予算はあくまでスタートです。予算がつけば、課題が解決するわけではありません。予算を活かせるかどうかは、私たち市役所と、そして何より、市民の皆さまにかかっています。ぜひ、この予算に息を吹き込んでください。今回進める施策が、息の長いものであり続けるように、賢く使い、守り、発展させてください。」

これは、私が昨年2月の施政方針演説で、市民の皆さまに呼びかけた言葉です。

この1年間、新しい予算で新たな取組がたくさん始まりました。たくさんのお声を頂きました。そして、少しずつ変化を感じています。

年16回の対話集会は、変化の象徴です。

個人の利益から、みんなのウェルビーイングへ、話される内容が変わったこと。

一人で抱えていた問題が、みんなの社会課題へ、認識が変わったこと。

そして、解決は市役所に任せようという姿勢が、一人ひとりの行動への意欲へ、変わったこと。

持続可能とは、我慢することではありません。市民一人ひとりがウェルビーイングに暮らし、可能性が拓かれる、そんな社会をともに、創り続けることです。

市民と事業者、行政が共創するからこそ、まちがよくなり続ける。それを実感させてくださったのは、市民の皆さまです。改めて、ありがとうございます。どうかこれからも、予算に息を吹き込み続けてください。

そして、議員の皆さま。

2年弱の議論の中で、私たちはみな、芦屋市を良くしたいという想いを共有しているのだと、改めて認識しました。市民の命と財産を末永く守るために、どのような道を選ぶか。ときに意見が分かれても、皆さまの主張の裏側にある思いを理解したい、真摯に向き合いたい、その想いは変わりません。困難な決断をするときこそ、一方的な主張ではなく、対話だと信じます。ともに、芦屋をより良いまちにしていきましょう。

さあ、また一歩、踏み出すときです。芦屋市の皆さま、芦屋市が「世界で一番住み続けたいまち」になるその日まで、ともに歩み続けましょう。

私たちは、誰よりも芦屋のことを考え、誰よりも芦屋のために行動し続ける、そのことを、改めてここに固くお誓い申し上げます。

どうぞ、議員の皆さま、市民の皆さま、引き続き、ご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願いいたします。

令和7年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
(1) 子育て・教育			
1	あしやキッズスクエア	子どもたちに安全安心で地域に根差した放課後の居場所づくりと学校・地域・企業と協働した多彩な体験プログラムを提供するため、引き続き、あしやキッズスクエアを実施する。	
2	放課後児童クラブ	引き続き事業の一部民間委託を行うとともに、官民それぞれの取組を共有することにより、更なる保育内容の充実を図る。	
3	放課後児童健全育成事業	待機児童対策を推進し、事業の安定的かつ持続可能な運営を図るため、引き続き、民間事業者への支援を実施する。	
4	青少年健全育成及び青少年団体育成事業	次世代を担う青少年の健全育成を図るため、引き続き、子ども会連絡協議会への活動費の助成等を実施する。	
5	青少年育成愛護事業	青少年の健全育成、非行防止、環境浄化を図るため、青少年育成愛護委員会及び学校園と連携し、引き続き、登下校時の見守りやあいさつ運動、啓発活動を実施する。	
6	若者相談センター「アサガオ」	若者の自立及び社会参加の支援を図るため、引き続き、相談事業をはじめ、アサガオセミナー、親の会、キ・テ・ミ・ル・会、アサガオCHATなどを開催する。	
7	特別支援教育推進事業	特別な支援が必要な幼児児童生徒の特性、教育的ニーズや発達段階を十分に把握したうえで、インクルーシブ教育システムの充実のもと指導を進めるとともに合理的配慮のあり方の研究を進める。	
8	私立保育所等安全対策事業	安全安心な保育環境の確保の支援を行うため、私立保育所等に対して、午睡中の事故防止対策に必要な機器の購入など補助を実施する。	
9	国際理解教育推進事業（オンライン海外交流事業）	国際的視野の拡充と外国語学習への意欲を高めるため、3日間（オリエンテーション1日を含む）のオンライン海外交流を実施する。	
10	小学校英語力アップ事業	児童が英語に慣れ親しみ、学習意欲を引き出す指導に取り組むため、定期的に小中学校の外国語担当者会を実施する。また、ALTや英語に堪能な地域人材を配置し、各学校における授業のより一層の充実を図る。	
11	キャリア教育推進事業	社会的自立のために必要な資質や能力を育成する指導の充実を図るため、将来への夢や希望を育む指導や子どもたちの発達段階に応じて、キャリアパスポート等を活用する。	
12	就学前教育の推進	就学前教育・保育施設間の連携を深め、質の高い教育・保育を提供するため、公開保育や合同研修会を実施する。	
13	幼児期と児童期の円滑な接続	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、小学校区ごとに集う「なかよし運動会」や小学校での模擬授業・学校探検をする「小学校ごっこ」などを通して、就学前の幼児と児童との交流を図り、小学校への期待を高める。	
14	学校体育振興事業	就学前では遊びの中で運動する楽しさを実感させ、小・中学校では子どもの運動意欲を高め、体力運動能力が向上するよう、カリキュラム等の工夫改善を行い、研究と実践に取り組む。	
15	学校保健関係事務	幼児児童生徒の安全安心な学校園生活を送るため、健診業務を確実にを行い、学校医や保護者、教諭で考える「芦屋市学校保健大会」を開催する。	
16	学校給食関係事務	安全安心・手作りのおいしい給食の提供のため、中学校の調理業務を3校一括で委託し、同一業者による委託の利点を生かした給食の提供に努める。また、給食室の大型備品を更新計画に沿って更新する。	
17	防災・安全教育推進事業	児童生徒への交通安全教育を充実させるため、「通学路安全プログラム」に基づき、関係機関と協力して通学路点検を実施し、危険個所の早期発見と改善対策を進める。	
18	教科用図書採択に係る教師用教科指導書等整備事業	中学校における新しい教科書の導入に伴う教師用教科指導書及び教師用教科書を整備する。	
19	美術博物館管理運営事業	コレクション展を始めとした6つの展覧会や「芦屋市展」を開催する。また、地域住民の交流の場として親しんでもらうため、引き続き谷崎潤一郎記念館と連携し、「あしやつくるば」を開催する。	

令和7年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
20	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	谷崎潤一郎の没後60年の春と特別展を始めとした、4つの展覧会を開催する。	
21	乳幼児等医療費助成制度 こども医療費助成制度	令和6年7月1日より、既存の所得制限を撤廃し、助成対象者を高校生相当までの全ての方へ拡充する制度改正を実施することで、子育て世帯への経済的支援の充実を図っている（拡充対象者については外来一部負担金あり）。	
22	こども・若者輝く未来プラン 「あしや」の推進	こども・若者の権利の尊重並びにこども・若者が意見表明しやすい環境づくりに取り組み、子ども・子育て支援計画と子ども・若者計画を一体化した、『第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」』を推進する。	
23	打出保育所の建替え	令和4年度に民間移管した打出保育所について、保育環境の充実及び災害時等の安全を確保するため、運営事業者が実施する建替えへの補助を行い、就学前教育・保育施設の整備を進める。	
24	私立保育所等保育士確保事業 （一時金、家賃助成、魅力発信）	私立保育所等の保育士確保を図るため、一時金の支給や家賃助成等を行うとともに、「就職フェア」や駅の掲示板等でのプロモーション活動等により、市の保育の魅力等を広く発信する。	
25	芦屋市学校園における業務改善 支援事業	芦屋市学校業務改善推進委員会を開催し、芦屋市立学校園の業務改善に資する取組の評価・課題の整理を行うとともに、課題を学校園と共有し、必要な支援やシステムの導入を検討していく。	
26	理科教育設備整備事業	理科教育設備整備費補助金を活用し、子どもたちが実習・実験などリアルな体験を通して学ぶことができるよう、理科教材整備の充実を図る。	
27	中学校給食の喫食回数増加の取組	中学校3校での給食開始に伴い、小学校における喫食回数に近づける観点から、喫食回数の将来的な増加について検討する。	
28	ASHIYAライフデザイン	若い世代が、自分らしい生き方や将来設計等のライフデザインを考えることができる支援の検討を進める。	

令和7年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
(2) 福祉健康			
29	重層的支援体制整備事業	分野や属性を問わない相談支援体制のもと、社会参加や地域づくりも見据えた支援につながるよう、社会福祉協議会をはじめとした様々な関係機関との連携体制を構築する。	
30	ひとり一役活動推進事業	地域での支え合いの体制づくりや活動者自身の社会参加活動を通じた健康づくり・介護予防の推進に向け、活動機会の充実や活動者の確保を図る。	
31	生活支援体制整備事業	市民の社会参加の推進や多様なつながりづくりに向け、地域支え合い推進員を配置し、地域活動者への活動支援の強化や居場所の整備等を実施する。	
32	社会参加推進事業	社会的孤立やひきこもり状態にある人が、地域とつながりを持ち、社会へ参加できるようにサポートするため、社会参加の場の充実による居場所づくりや個別支援を、就労準備支援事業と一体的に実施する。	
33	若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業	家庭内におけるケアについて支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭に対し、ケアの負担軽減及び若者ケアラーの自立支援を目的に、訪問による介護や家事の支援等を行うヘルパー等を派遣する。	
34	生活保護法施行事務	引き続き生活困窮者自立支援等の関係機関と連携し、重層的かつ包括的なセーフティネットを維持するとともに、被保護世帯の自立に向けて、家庭訪問を基本とした面談において個々のお困りごとを聞き、必要な医療受診・介護サービスの導入や就労の実現等に向けた支援を寄り添いながら丁寧に実施する。	
35	合理的配慮提供支援助成事業	障がいのある人への合理的配慮が民間事業者へも義務化されたことも踏まえ、引き続き民間事業者に対する助成及び周知啓発を行い、合理的配慮の提供の促進を図る。	
36	男女共同参画推進施策	誰もがあらゆる場で自分らしくいられるジェンダー平等社会へとつなげるため、第5次男女共同参画行動計画ウィザス・プランの3つの重点取組を中心に、男女共同参画を推進する。	
37	男女共同参画センター事業	市職員の意識醸成に取り組むとともに、市民向けに講座を開催することや、センター通信「ウィザス」を発行することを通じて男女共同参画を推進する。また、男女共同参画団体協議会との協働による「ウィザスあしやフェスタ」や図書の貸出しなどを通じて、市民に親しまれるセンターを目指す。	
38	女性の活躍推進事業	女性活躍推進に向けて、「ASHIYA RESUME事業」や「女性のためのステップ相談」、起業・就労につながる啓発講座のほか、男性の家事・育児など家庭生活参画を促すための講座や、ワーク・ライフ・バランス推進を目的とした啓発を実施する。	
39	困難女性支援事業	DV相談室と、困難な問題を抱える女性の相談先として女性サポート相談室の周知に努めるとともに、相談者の気持ちに寄り添いながら必要な情報提供を行い、関係機関と連携して切れ目のない自立に向けた支援を実施する。	
40	人権啓発事業	本市の現状に即した人権施策を総合的かつ効果的に進めるため、市民意見の募集を行い、第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針を策定する。	
41	人権擁護事業		
42	権利擁護推進事業	高齢者や障がいのある人など様々な人の権利を守るため、成年後見制度の利用促進や、専門職団体や関係機関等との地域連携を推進し、権利擁護支援の充実を図る。	
43	福祉センター管理運営事業	安全な施設の管理運営に努め、エントランス事業等市民の集いの場の提供及びコミュニティ活動の環境整備を図る。	
44	マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う事務	マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う資格確認書の発行、交付及び被保険者への適切な周知等を行う。	
45	第5次地域福祉計画策定	市民と行政の協働による地域福祉を一層推進するため、次期計画の策定に向けて市民意識調査や市民会議などを行う。	

令和7年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
46	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯等の子どもの学習面や生活面、親の養育等の課題等に総合的に対応するため、関係機関と連携しながら、一人ひとりの学習状況や特性、家庭環境に応じた学習支援や生活支援、養育支援等を実施する。	
47	物価高騰重点支援給付金事業	令和6年に定額減税しきれないと見込まれる方へ支給した給付金（調整給付）について、令和6年分所得税の確定などの理由により、本来給付すべき金額との間で不足額が生じた方等に対して給付金を支給する。	●
48	障がい者（児）福祉計画・障がい福祉計画策定業務にかかるアンケート調査	障がい者（児）福祉計画第8次中期計画並びに第8期障がい福祉計画の策定に当たり、障がい福祉サービスの利用実態や、障がい福祉に関する意識・意向等を把握するため、アンケート調査を実施する。	
49	带状疱疹ワクチン接種事業	65歳の方等を対象に、「定期接種」として、带状疱疹ワクチン接種を実施する。	●

令和7年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
(3) 市民生活			
50	市民マナー条例推進事業	清潔で安全かつ快適な生活環境の確保のため、条例の啓発・周知に努めるとともに「第3次市民マナー条例推進計画」の取組を実行する。	
51	二酸化炭素排出抑制対策事業	地域の脱炭素化を目指し、芦屋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標の達成に向けた取組・施策を進めるため、市民・事業者へ省エネ設備・再エネ設備の導入促進のための補助事業を実施するとともに、第5次芦屋市環境保全率先実行計画に基づいた公共施設への省エネ設備や再エネ設備の導入を継続して実施する。	
52	芦屋市環境計画等推進事業	第4次芦屋市環境計画に基づき、市民・事業者とともに、地域の環境保全に関する取り組みの促進に係る事業を実施する。	
53	戸籍の氏名振り仮名法制化対応事業	制度の開始に伴い、本籍地が芦屋市の方に対して記載予定の振り仮名を通知し、届出があった方の戸籍及び住民票へ氏名の振り仮名記載を実施する。	
54	公害対策関係事業	国道43号及び阪神高速3号神戸線の自動車公害対策のため、測定・調査を実施し、排出ガス対策、騒音・振動対策及び低周波音対策の推進を国等へ要望する。	
55	ごみ収集・運搬に関する事業	清潔なまちなみを保つため、家庭ごみ（粗大ごみ、一時多量ごみ、植木剪定ごみ、さわやか収集を含む）の収集・運搬を実施する。	
56	ごみ収集関係事務事業	安全で衛生的な職場環境を確保するため、ごみ収集部門の施設の適切な維持管理を実施する。	

令和7年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
(4) 安全安心			
57	耐震改修促進法に関する事務	住まいの耐震化を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修を推進する。	
58	1. 17あしやフェニックス基金事業	阪神・淡路大震災と復興過程で得た尊い経験と教訓を継承し、市民の自然災害への共助意識の高揚を図るため、市内のグループ等が行う防災活動等に対して助成金を交付する。	
59	防災と福祉の連携による個別避難計画策定促進事業	要配慮者を対象として作成している個別避難計画について、福祉専門職や関係機関、地域と連携しながら、更に実効性あるものとしつつ、地域のつながりづくりにも資するよう作成を推進する。	
60	地域防災意識啓発事業	地区防災計画の策定を推進するため、地区の特性に合わせた支援を実施する。	
61	防災総合訓練	災害時における防災関係機関との連携強化及び災害対応力や防災意識の向上のため、様々な災害を想定した防災訓練を市主体で実施する。	
62	急傾斜地崩壊防止対策工事負担金	市内の土砂災害特別警戒区域の安全性向上のため、県とともに実施する急傾斜地崩壊防止事業の工事費用の一部を負担する。	
63	高潮対策事業	芦屋浜地区の安全性向上のため、嵩上げなど高潮対策について、継続して県と連携して対応する。	
64	経年防火水槽の更新・補修補強	防災力向上を目的として、大規模な災害に対応できるよう、経年劣化により老朽化した防火水槽の耐震化を含めた更新・補修補強を実施する。	●
65	常備消防車両更新	災害発生時において、安全な車両運用による被害の軽減を図ることを目的に、整備計画に基づき消防ポンプ自動車・高規格救急自動車を更新する。	●
66	消費者保護事業	市民一人ひとりの消費者力の向上のため、消費者協会や消費生活サポーター等と連携し、ライフステージに応じた消費者教育の機会を提供するとともに、消費生活トラブルや消費者被害の未然防止、早期発見等に取り組む。	
67	生活安全の推進	各団体の連携による防犯活動の活性化を図り、安全安心のまちづくりを進めるため、まちづくり防犯グループ連絡協議会や生活安全推進連絡会を開催し、地域防犯活動を推進する。	
68	公益灯LED化	夜間の歩行者や自転車等の安全安心な通行のため、照度不足の箇所は公益灯の増設や照度向上を行う。また、電気使用量の削減等のため、令和8年度末を目標に、全公益灯のLED化を進める。	
69	交通安全運動の推進	交通マナーの向上を推進するため、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室や自転車教室を開催し、警察・学校・地域などと連携した街頭での指導・啓発を実施する。	

令和7年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
(5) 都市基盤			
70	まちの景観形成等に関する事務	「景観地区」の認定制度やアドバイザー会議を活用し、市民、事業者とともに、良好でみどり豊かな美しいまちの景観の創出と維持を図る。	
71	市営住宅等改良改修工事	「市営住宅等ストック総合活用計画」に伴い、適切な維持管理を行う。	
72	建築指導等に関する事務	良質な都市環境の維持のため、建築基準法等の法規制を基に適切な建築行政を遂行する。	
73	橋梁長寿命化修繕事業	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、継続して橋梁修繕等に係る費用の平準化を図りながら、適正な修繕を行う。	
74	道路公園施設包括管理業務	道路及び公園施設における維持管理業務について、インフラ施設の効率的な管理運営、業務の効率化及び市民サービスの向上を図るため道路公園施設包括管理を複数年業務として実施し管理水準の向上を進める。	
75	パイプライン施設維持管理事業	定められた期間における適正運用に向け、利用者や関係者との協議及び具体的な代替収集方法を検討し、計画的に進める。	●
76	都市計画マスタープラン見直し業務	人口減少や高齢化が進む中でも、今ある良質な住宅や日常生活を支えるサービス施設並びに公共交通の充実した良好な住環境を維持し、全ての世代が健康で快適に暮らせるまちとするため、持続的に発展していくみらいの都市づくりの計画として、「持続可能なみらいの都市づくりビジョン」と統合した「都市計画マスタープラン」の見直しを行う。	
77	公園施設長寿命化事業	公園施設の修繕に係る費用の平準化を図るため、公園施設の点検を実施し、公園施設長寿命化計画の更新を行う。また、更新した計画に基づき、公園施設の修繕に係る費用の平準化を図りながら、遊具等公園施設の更新を行う。	

令和7年度 施政方針 その他の主な取組			予算概要
(6) 行政経営			
78	WEB広告	更なる発信の強化のため、SNS等を利用したWEB広告の活用に努める。	
79	情報公開及び個人情報保護事務	公文書の正確な作成、適切な管理及び保存に努め、原則として公開することにより、説明責任を果たすとともに、個人情報の適正な取扱いに努める。	
80	広聴業務	市政を身近なものと感じてもらおうとともに、市に対する愛着と誇りを高めるため、市政モニターの活用や、窓口、電話、Eメール、LINE等で市民の意見、要望、苦情等を聴取し、迅速かつ効果的に市政に反映させる。	
81	市民と市長の「対話集会」	市民の声をこれからの市政に活かし、芦屋をより住み良いまちにするため、市内集会所等において引き続き対話集会を実施する。	
82	公共施設の包括管理業務	公共施設の安全安心かつ効率的な施設運営を図るため、保守点検等や修繕を一括して委託する包括管理業務委託を引き続き実施する。	
83	職員の人材育成及び職員研修の実施	人材育成基本方針及び人材育成実施計画の見直しを行うとともに、効果的な研修メニューを検討し実施する。	
84	人事評価制度	職員の人材育成に寄与する公平・公正な人事評価制度となるよう、引き続き効果的な制度を検討する。	
85	コンプライアンスの推進	引き続き内部統制の整備及び運用を進め、職員への研修等を通じてコンプライアンス推進指針を周知・徹底し、市民から信頼される市役所の実現を目指す。	
86	未収金回収業務	コロナ禍において実施した事業者支援緊急融資資金貸付金については、その性質上債権の回収が難しく、かつ未収金の件数・金額も相当数に及んでいることから、その督促について、専門的な知見を有する弁護士への委託を行う。	●
87	ふるさと寄附推進事業	ふるさと納税のポータルサイトにおいて、検索時に優先的に表示される機能などを活用し、多数の方に閲覧されやすくすることにより、本市へのふるさと寄附の推進及び更なる市の魅力発信を図る。	

令和7年度 中・長期計画の策定スケジュール

区分	計画の名称	令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見直し	第5次芦屋市総合計画 後期基本計画 (市民参画協働推進計画・ 教育振興基本計画)・ 第3次文化推進基本計画	総合計画審議会にて基本計画原案の検討						パブリックコメントの実施	庁内の意見集約	総合計画審議会による答申	議案審議		公表
		教育委員会での原案検討								教育委員会での審議			
		文化推進審議会での原案検討								文化推進審議会での検討			
		市民参画協働推進会議での原案検討								市民参画協働推進会議での検討			

区分	計画の名称	令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見直し	新行財政改革基本計画	行革懇話会にて原案の検討									パブリックコメントの実施		公表
					市民ワークショップの実施								
		庁内意見の集約											
見直し	公共施設等総合管理計画	原案の検討									パブリックコメントの実施		公表
見直し	公共施設の最適化構想	行革懇話会にて原案の検討									パブリックコメントの実施		公表
		庁内意見の集約											

区分	計画の名称	令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見直し	第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針				懇話会	本部会議	懇話会	本部会議	懇話会	本部会議			
		素案検討	素案作成						原案作成				公表
			庁内関係課との協議			庁内の意見集約				パブリックコメントの実施			

区分	計画の名称	令和7年									令和8年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
見直し	芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）							審議会にて分科会の設置について協議	アンケート素案の作成		芦屋市廃棄物減量等推進審議会分科会においてアンケートの検討		市民・事業者アンケートの実施	アンケートの分析	審議会にてアンケート結果報告
		令和8年									令和9年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
		芦屋市廃棄物減量等推進審議会（分科会含む）、芦屋市一般廃棄物処理基本計画推進本部（幹事会含む）において原案の検討									パブリックコメントの実施		原案作成	審議会に諮問	公表

区分	計画の名称	令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	芦屋市環境処理センター施設整備基本計画	基本計画検討委員会において原案の検討											パブリックコメントの実施
		令和8年									令和9年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		パブリックコメントの実施	原案作成	公表									

令和7年度 中・長期計画の策定スケジュール

区分	計画の名称	令和7年										令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
見直し	第5次芦屋市地域福祉計画			市民アンケートの実施		市民会議								
		庁内関係課及び関係機関との協議、社会福祉審議会 地域福祉部会による計画の検討												
		令和8年										令和9年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
						社会福祉審議会での検討	パブリックコメントの実施	社会福祉審議会での検討					公表	
		庁内関係課及び関係機関との協議、社会福祉審議会 地域福祉部会による計画の検討												

区分	計画の名称	令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見直し	障がい者（児）福祉計画 第8次中期計画								対象者アンケートの実施				
		庁内関係課及び関係機関との協議、策定委員会によるアンケート・計画の検討											
		令和8年											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
									社会福祉審議会での検討	パブリックコメントの実施	社会福祉審議会での検討		公表
		庁内関係課及び関係機関との協議、策定委員会による計画の検討											

区分	計画の名称	令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見直し	第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画								対象者アンケートの実施				
		庁内関係課及び関係機関との協議、策定委員会によるアンケート・計画の検討											
		令和8年											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
									社会福祉審議会での検討	パブリックコメントの実施	社会福祉審議会での検討		公表
		庁内関係課及び関係機関との協議、策定委員会による計画の検討											

区分	計画の名称	令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見直し	芦屋すこやか長寿プラン21 (第11次芦屋市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画)									対象者アンケートの実施			
		庁内関係課及び関係機関との協議、策定委員会によるアンケート・計画の検討											
		令和8年											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
									社会福祉審議会での検討	パブリックコメントの実施	社会福祉審議会での検討		公表
		庁内関係課及び関係機関との協議、策定委員会による計画の検討											

区分	計画の名称	令和7年									令和8年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見直し 新規	都市計画マスタープラン 立地適正化計画	パブリックコメントの実施	方針・都市構造原案作成							都市計画審議会に説明	パブリックコメントの実施	原案作成	都市計画審議会に意見聴取
		庁内関係課及び関係機関との協議、策定委員会による計画の検討											
													公表